

事 務 連 絡
令和4年1月19日

(重要) 本事務連絡は、1月19日(水)付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(事務連絡)の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、令和4年1月21日から2月13日までを期間として、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「まん延防止等重点措置(以下「重点措置」という。)」が行われることとなり、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)の改定が行われました。

改定された対処方針に基づき、令和4年1月19日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」が発出されており、イベントの開催制限等について方針が示されております。

重点措置区域である都道府県においては、感染防止安全計画(計画の概要については、令和4年1月19日付事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その2)」を参照されたい。) を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限を20,000人かつ収容率の上限を100%とするとともに、対象者全員検査(対象者(イベント開催等において定められた人数上限(重点措置区域である都道府県全域において

は 20,000 人) を超える範囲の入場者) に対する全員検査 (当該検査については、令和 4 年 1 月 7 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和 4 年 1 月 7 日変更) における『対象者に対する全員検査』の取り扱いについて」等を参照されたい。) を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることが可能となります (なお、ワクチン・検査パッケージ制度は、原則として当面適用しないこととされましたが、都道府県知事の判断により、同制度を適用し、上記を行うことも可能とされております。)

併せて、原則、営業時間短縮等の要請を行うことを求めないながら、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とされたことなどが示されているところです。

なお、引き続き、特定都道府県及び重点措置区域以外の都道府県においては、安全計画を策定し、都道府県による承認を受けた場合は、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とされています。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和 4 年 1 月 19 日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第 84 回)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryousidai_r040119.pdf
- ・令和 4 年 1 月 19 日 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会 (第 20 回)
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/taisyo/dai20/gijishidai.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和 3 年 11 月 19 日 (令和 4 年 1 月 19 日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220119.pdf

(新旧対象表)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220119.pdf

- ・ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年1月19日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220119.pdf

- ・ イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その2）（令和4年1月19日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220119.pdf

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取り扱いについて」（令和4年1月7日付 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/fulltest_jumurenraku_20220107.pdf

※ (参考) ワクチン・検査パッケージについての資料

- ・ ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_031119_1.pdf

- ・ ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年11月19日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei_jisshi.pdf

- ・ ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項について（令和3年11月19日付 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_ryuujikou.pdf

- ・外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、使用可能とするワクチンについて（令和3年11月19日付 各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_foreign-government_s_sesshureki.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度の登録対象でない飲食店及びイベント主催者が抗原定性検査を実施する場合における取り扱いについて（令和3年12月22日付 各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_hininshou_20211222.pdf

本件連絡先 文化庁政策課
電話：03-6734-2809(直通)
メール：s-kikaku@mext.go.jp